

日弁連総第95号
2009年3月6日

司法試験委員会
委員長 高橋宏志 殿

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

「司法試験予備試験実施方針について（案）」に対する意見について

日頃より当連合会の会務にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2009年2月13日付けにて貴委員会から公表されました標記実施方針案に対する意見募集について、当連合会は別紙のとおり意見書をとりまとめましたので、提出いたします。

「司法試験予備試験の実施方針について（案）」に対する意見

2009年3月6日
日本弁護士連合会

司法試験委員会が2009年2月13日付けて意見募集を実施した「司法試験予備試験の実施方針について（案）」（以下「実施方針案」という。）に関し、当連合会は下記のとおり意見を述べる。

記

1 「第1 予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項」について

(1) 司法試験予備試験が法科大学院修了程度の能力を判定することを目的としているのは司法試験法第5条が定めるところである。また、予備試験が「法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度の理念を損ねることのないようにする」という点は、司法制度改革審議会意見書（以下「審議会意見書」という。）が明記し、かつ衆参両院法務委員会の附帯決議で指摘されたとおりである。

予備試験は「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者」（審議会意見書）にも受験資格を認めた制度であるが、予備試験自体の受験資格は何ら制限されていないことから、その実施・運用のあり方如何によっては法科大学院を経由しない安易なバイパスとなり、法科大学院を中心とする新しい法曹養成制度の理念を損なうおそれがある。この点に十分配慮し、厳格な実施及び運用を行うべきである。

(2) 予備試験の考查委員を法科大学院教員から選任することは、予備試験の上記目的（法科大学院修了程度の能力を判定する試験であること）に照らして適切である。

(3) なお、同項枠外に「司法試験」と「短答式試験問題の一部共有化を行う」ことを検討課題として指摘している点については、予備試験が司法試験とはその制度趣旨を異にするものであることから疑問がある。

2 「第2 試験実施の枠組み」について

後記の論文式試験について、法律実務基礎科目と一般教養科目の試験時間を増やすことを前提にすれば、論文式試験の期間は2日間ではなく3日間が相当である。

3 「第3 短答式試験の在り方」について

(1) 法律基本科目については特段の異議はない。

(2) 一般教養科目については、審議会意見書が「21世紀の司法を担う法曹に必要な資質」として「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」としていることを考慮すれば、たんに大学卒業レベルの教養にとどまらない、現代社会が法律家に求める幅広い教養を試す試験として重視すべきである。

この点、実施方針案が「一般教養科目の出題に当たっては、法律科目の知識のみで容易に解答できるような出題とはならないように工夫する必要がある」と注記したこと、法律基本科目全体と一般教養科目の試験時間及び配点を7対3としたのは、適切である。

しかし、一般教養科目の出題を完全な自由選択形式とし、「例えば、人文科学、自然科学、社会科学、英語の分野から、それぞれおおむね10～20題程度の出題をし、そのうち、20～30題程度の定められた数の問題を自由に選択して解答するものとする」とした点は疑問である。幅広い教養を問うという上記の趣旨からは、選択形式とするとしても、各分野ごとに例えば10題中7題を選択するという形式にすべきである。特に語学については、文系理系を問わず大学教育において必修とされていること、上記意見書でも「国際的視野と語学力」が法曹の資質として重視されていることに鑑みれば、必ず選択するように配慮すべきである。また、外国語を英語のみとした点については、現代では中国、韓国、ロシアを始め英語圏以外の多様な国々との交流や取引が活発に行われ、それに多くの法曹が関わっていることに照らせば、疑問である。旧司法試験の一般教養試験は英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、中国語から1つを選択させていたが、この5カ国語の当否を見直すことはありえても、英語1カ国語に限定する理由は乏しい。

4 「第4 論文式試験の在り方」について

- (1) 出題方針についてはおおむね異議はないが、法律基本科目について「基本的な知識・理解」が強調されていることについては、あくまでも法科大学院修了程度の能力を試すという観点が原則であり、問題のレベルを下げるという理解ではないことを注意すべきである。
- (2) 試験時間及び配点については、法律実務基礎科目を民事刑事各1時間半程度、配点を法律基本科目と同じ各50点としていることについては反対である。法律実務基礎科目は、民事刑事各2時間程度、配点は各法律基本科目の2倍の各100点とすべきである。

その理由は、法律実務基礎科目が法律基本科目を含む総合科目であること、法科大学院教育の目標が理論と実務の架橋にあることが挙げられる。また、

予備試験の科目構成から見ても、法律基本科目は短答式試験で基礎知識が判定されており、他方で口述試験は法律実務基礎科目のみであることからすれば、論文試験と口述試験の中心は法律実務基礎科目であると考えられる。

(3) 一般教養の試験時間は1時間、配点は各法律基本科目と同じ50点とされているが、短答式試験で述べた一般教養科目の重要性に照らし、疑問である。短答式試験では上記のとおり法律基本科目全体と一般教養科目の比率は7対3とされており、論文式試験でも一般教養科目は少なくとも2時間、配点は100点とすべきである。また、短答式試験について述べた語学重視の観点から、小論文に加え語学の論文式試験（翻訳、作文、要旨論述等）を行うべきである。一般教養で語学を教える大学教員は多数いること、語学分野の問題量は短答式・論文式合わせてもわずかであることを考えれば、数力国語の出題と採点に困難を来すことはない。例えば、選択形式の小論文1題と語学を1題の合計2題、配点は小論文70点、語学30点とする方法などが考えられる。

5 「第6 合否判定の在り方」について

合否判定にあたって「短答式試験、論文式試験、口述試験のいずれの段階においても、合計得点で合否判定を行う。」とされている点については、法科大学院において各科目の合計点により卒業認定がなされるのではなく、各科目の必要な単位を全てとらなければならないことに鑑み、1科目でも合格点に達しない場合に不合格にすることも検討すべきである。

6 「第5 口述式試験の在り方」、「第7 その他」については、特段の異議はない。

以上